

## 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1 本指針の必要性</p> <p>(略)</p> <p>2 本指針の構成</p> <p>(1) 本指針は、①小売分野、②卸売分野等、③ネガワット取引分野、④託送分野等及び⑤他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(これらの点については、II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方、III ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方、IV 託送分野等における適</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1 本指針の必要性</p> <p>(略)</p> <p>2 本指針の構成</p> <p>(1) 本指針は、①小売分野、②卸売分野、③ネガワット取引分野、④託送分野等及び⑤他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(これらの点については、II 卸売分野における適正な電力取引の在り方、III ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方、IV 託送分野等における適正</p>

改 定 案	現 行
<p>正な電力取引の在り方及びV 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方において公正かつ有効な競争の観点から問題となるとされている行為を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）又は一般送配電事業者が行う場合においても同じ。）</p>	<p>な電力取引の在り方及びV 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方において公正かつ有効な競争の観点から問題となるとされている行為を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）又は一般送配電事業者が行う場合においても同じ。）</p>
<p>④ (略)</p>	<p>④ (略)</p>
<p>(2) 経過措置料金による小売供給</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 経過措置料金による小売供給</p> <p>(略)</p>
<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(略)</p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(略)</p>
<p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 容量市場の活性化</p> <p><u>容量市場は、発電事業者等が、その保有する電源等を広域機関が開催するオークションに入札し、落札された電源を中長期的な供給力として確保するものである。</u></p> <p><u>容量市場の趣旨は、第一に、発電事業者等が一定の投資回収の予見可能性を確保すること、第二に、市場原理を通じて適切に電源の新陳代謝を行い、小売電気事業者等が効率的に中長期的に必要な供給力を確保することである。そのため、容量市場における市場支配的事業者（注）が市場への応札価格を上げたり又は市</u></p>	<p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>場への応札を差し控えることにより、約定価格が本来形成されるべき約定価格よりも高騰してしまうことは、容量市場の趣旨に反する。</u></p> <p><u>したがって、容量市場における市場支配的事業者は、容量市場において必要な供給力を確保するために必要な金額を不当に上回る約定価格が形成されないように配慮を行うことが適当である。</u></p> <p><u>なお、容量市場の入札の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「容量市場における入札ガイドライン」が参考になる。</u></p> <p><u>(注)容量市場における市場支配的事業者とは、前年度のオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者が保有する電源が不可欠となる場合の当該事業者をいう（初年度を除く。）。</u></p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 容量市場の活性化</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>容量市場の市場管理者である広域機関は、電気事業法第 28 条の 40 第 5 号に定める業務として容量市場の市場管理を行うに当たり、容量市場における入札の結果を踏まえた市場競争の状況検証及び容量市場制度の包括的な検証を行うとともに、検証結果の公開を実施することが望ましい。</u></p> <p>Ⅲ～Ⅴ (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ～Ⅴ (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和元年 9 月 27 日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、Ⅳ に関する改定については、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>